

## 消費者教育 実践事例集

# 模擬裁判の論戦を通じて ネットトラブルを学ぶ

齋藤 千栄美 Saito Chiemi 勝山市消費者センター 副所長  
人口約23,000人の福井県勝山市。消費生活相談員として20年の経験と実績に基づいた消費者行政業務を日々遂行している。

福井県勝山市消費者センター（以下、センター）では2018年3月に策定した「勝山市消費者教育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進しています。

本稿では、2019年7月に市立平泉寺小学校で福井弁護士会の弁護士の協力のもと実施した、消費者教育の授業について紹介します。

## 授業実施に至った経緯とねらい

2019年5月に小学校校長会にてセンターが消費者教育の授業のお手伝いをする準備があることを伝えました。一方で、同月にセンターで定期開催している消費生活法律研修の際に法教育と消費者教育の共同授業ができないかを弁護士と検討しました。そうしたなか、6月に平泉寺小学校の社会科および家庭科の教諭より授業の依頼があり、7月にセンター、小学校、弁護士の協働で授業を行うことになりました。

平泉寺小学校は全校児童数が39名で、そのうち、今回の授業の対象者は5・6年生8名(複式学級)です。

本授業は子どもたちが原告側(事業者)と被告側(消費者)に分かれ、模擬裁判での論戦を通じて子どもたちを取り巻く消費者トラブルについて学び考えることをねらいとしました。

## ネットトラブル事例を題材に

### ①授業の流れ

当日の授業の流れは次のとおりです。

#### ● 1 限目

準備する物：タブレット端末、請求画面等の紙(動画、5,000円請求画面、住所入力画面)、訴状

1. 自己紹介
2. 授業ルールの説明
3. チームに分かれる  
Aチーム【原告】動画配信サービス事業者役(センター相談員)+担当弁護士役(児童4名)  
Bチーム【被告】動画を視聴した小学生役(教諭)+担当弁護士役(児童4名)
4. 相談員と教諭がトラブル事例を即興寸劇で紹介【事例】小学生がネットの動画を見ていたら有料サイトにつながり、5,000円の請求画面が表示された。そして、住所と保護者の氏名を入力すれば視聴料を請求しないと表示されていたので従った。すると後日、裁判所から視聴料の督促状が届いた。
5. チームごとに主張をまとめる  
(例)払ってほしい理由、払いたくない理由

#### ● 2 限目

- 準備する物：ネームカード(裁判官、書記官、原告、被告)、小道具(六法、書記官用パソコン)、弁護士用ひまわりバッジ(手作り)、傍聴席(報道機関等)
1. 法廷に見立てた別の教室へ移動し「入廷」する(☑および写真)
  2. 裁判官に扮した弁護士が本裁判の趣旨とルールの説明をする。ルールは作戦タイム2分×弁論4回(原告、被告の順で)
  3. 裁判
  4. 結審
  5. 原告、被告、裁判官がそれぞれの立場で感想を述べる

#### ②注意した点

授業の準備や実施に当たって注意した点は次のとおりです。

- 多忙の教諭と弁護士に負担がないように工夫しつつ、段取り、シナリオをセンターが考えた。
- センターと関係機関との書面でのやり取りを

図 法廷のレイアウト

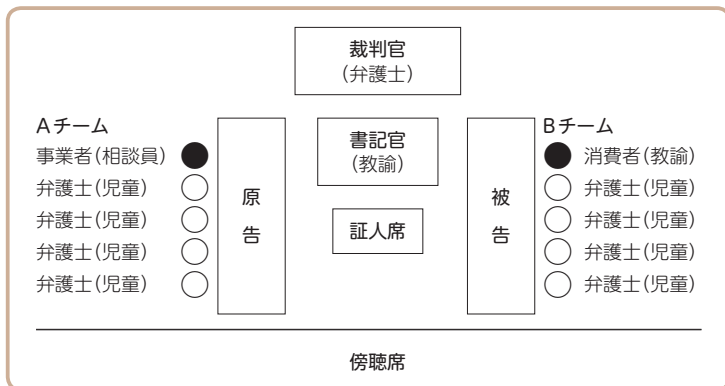


写真 裁判官役の弁護士を交えた模擬裁判のようす



極力減らし、打ち合わせは対面か電話ですませるようにした。

- 教諭が子どもたちの金銭感覚を把握しているため、子どもたち自身の実生活に基づいた消費生活事例についてアドバイスをもらった。
- 教諭が子どもたちの能力を把握しているため、能力が生かせるチーム分けをしてもらった。
- 子どもたちが楽しく考えられるよう「ゲーム」要素を各所に盛り込んだ。
- 子どもたちの発言はすべて拾い、肯定的に受け止めた。教諭、弁護士、相談員は出た意見をすべて褒めるようにした。
- 法律用語、大人の言い回しなど、難しい用語は一切使わない。

③ 模擬裁判のようす

原告側、被告側ともに熱戦でした。作戦タイムでは「どうやったら払ってもらえるか」「どうして払わなければならないのか」について真剣に討議していました。また、相手の答弁をしっかり聞くこともできました。

最後に、裁判官役の弁護士からは「今回は事業者と消費者の間で契約の手続きがされていないので払わなくてもよいと考えることができる」と説明があり、相談員からは「困ったときはセンターに相談してほしい」と話しました。

④ 本授業の成果と子どもたちからの感想

本授業を通じて子どもたちは、ネットをめぐる消費者トラブルの注意点と対応、また、具体的な伝え方についてみんなで考え、学ぶことができました。

教諭や弁護士とは、日ごろから法教育や消費者教育について話すように努めていました。そのためか、「子どもたちの将来のためにいい授業をしたい」と心を1つにしてもらえ、すべての工程がスムーズでした。社会科、家庭科を区分けすることなく、両教諭が協力してくれたことも意義のある授業につながったと思います。

弁護士は激しい弁論のやり取りの中で、子どもたちが自然と折衷案を提案してきたことに驚いていました。また、弁護士会に本成果が伝わり、今後も継続的に模擬裁判を通じた消費者教育の授業に協力いただけることとなりました。

授業後の子どもたちの感想としては「自分はまだまされないようにしたい」「だまされた人がいたらセンターを紹介する」という声のほか、「本物の弁護士を見たのは初めて。カッコいい」「将来、弁護士になりたい」などという声もありました。

今後も教育現場と連携した消費者教育を

当センターは今後も教育現場と連携し、小中学校のエシカル消費に関する授業や、ネット利用によるいじめや生活習慣の乱れを未然防止するスマートルール作りのお手伝い、高校美術部による啓発イラスト作成など、ネットワークの広さとフットワークの良さを生かして、当市のめざすべき街の姿として掲げる「小さくてもキラリと光る誇りと活力に満ちたふるさと勝山」にあるべき消費者育成を遂行していきます。